

身近にこんなトラブルが!

# かながわ消費生活 注意・警戒情報

## ウォーターサーバーの使い方にご注意ください!

1歳の子供がウォーターサーバーに触ったところ、チャイルドロックが壊れていたため手の甲に熱湯がかかってしまった。病院で診察してもらったら、度のやけどと診断された。

### アドバイス

ウォーターサーバーは、いつでも熱湯や冷水を利用でき、重たい水も配達してくれるとても便利なものです。

一方、小さなお子さんが熱湯の出口を触っているときにチャイルドロック機能が解除されてしまい、熱湯が出てきてやけどをしてしまったという事故が発生しています。

事故を防ぐために、取扱説明書を十分に読み、正しい操作手順で使用する、柵などを設けて乳幼児をウォーターサーバーに近づけないようにすること、乳幼児の前でウォーターサーバーのロックを解除している様子を見せないことなどに気を付けてください。

消費者庁のホームページ「こどもを事故から守る！プロジェクト」の中にも、ウォーターサーバーによる事故防止に関する記事がでていますので参考にしてください。

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20150723.php>

製品を使用していたときにけがをしたという事故情報を、消費生活相談窓口にご提供ください。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし **1 8 8** (身近な消費生活相談窓口につながります。)

(PHS、IP 電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけないことがあります。)



# 多重債務者特別相談会のお知らせ

弁護士・司法書士・ファイナンシャルプランナーなどが、多重債務や住宅ローン等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、債務整理の方法や生活再建支援のアドバイスを無料で行います。

借金返済のために借金をしている方、債務整理などでお悩みの方、この機会に是非ご相談ください！

法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ1名30分（横浜市役所の会場は25分）です。相談は予約申込み制です。各実施場所の「予約申し込み先」にお電話ください。

相談の際に必要なもの  
 本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）  
 債務の状況がわかるもの（契約書、領収書など）  
 収入状況、財産状況がわかるもの（源泉徴収票、給与明細書など）

## 日 程 等

|    | 日 時                     | 開催地  | 会 場（住所）   | 定員 | 相談員               | 予約申し込み先（電話）                              |
|----|-------------------------|------|---|----|-------------------|--|
| 1  | 11/25(水)<br>13:00～16:00 | 藤沢市  | ハローワーク藤沢<br>(藤沢市朝日町5-12<br>藤沢労働総合庁舎4階会議室)             | 4  | 弁護士・生活支援相談員(1・2)  | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 2  | 11/26(木)<br>13:00～16:00 | 横浜市  | 横浜市役所1階 市民相談室<br>(横浜市中区港町1-1)                         | 6  | 弁護士<br>法律相談のみ     | 市民局広聴相談課市民相談室<br>(045-671-2306)          |
| 3  | 11/27(金)<br>13:00～16:00 | 小田原市 | 法テラス小田原<br>(小田原市本町1-4-7<br>朝日生命小田原ビル5階)               | 4  | 弁護士・生活支援相談員(1・2)  | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 4  | 12/1(火)<br>13:00～16:00  | 鎌倉市  | 鎌倉市役所 本庁舎4階<br>402会議室<br>(鎌倉市御成町18-10)                | 4  | 弁護士<br>法律相談のみ     | 市民相談課 消費生活担当<br>(0467-23-3000 内線 2359)   |
| 5  | 12/1(火)<br>13:00～16:00  | 厚木市  | ハローワーク厚木<br>(厚木市寿町3-7-10 2階会議室)                       | 4  | 弁護士・生活支援相談員(1・2)  | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 6  | 12/3(木)<br>10:00～16:00  | 伊勢原市 | 伊勢原市役所1階 市民相談室<br>(伊勢原市田中348)                         | 7  | 弁護士・生活支援相談員(1)    | 市民協働課 市民相談担当<br>(0463-94-4711 内線 1163)   |
| 7  | 12/3(木)<br>13:00～16:00  | 横浜市  | 横浜市役所1階 市民相談室<br>(横浜市中区港町1-1)                         | 6  | 弁護士<br>法律相談のみ     | 市民局広聴相談課市民相談室<br>(045-671-2306)          |
| 8  | 12/4(金)<br>13:00～16:00  | 川崎市  | 川崎市消費者行政センター<br>(川崎市川崎区駅前本町11-2<br>川崎フロンティアビル10階)     | 4  | 弁護士・生活支援相談員(1)    | 川崎市消費者行政センター<br>(044-200-2263)           |
| 9  | 12/5(土)<br>13:00～16:00  | 秦野市  | 東海大学前駅連絡所<br>(秦野市南矢名1-1-1)                            | 4  | 認定司法書士・生活支援相談員(1) | 広聴相談課<br>(0463-82-5128)                  |
| 10 | 12/8(火)<br>13:00～16:00  | 平塚市  | 平塚市役所 本館7階<br>706会議室<br>(平塚市浅間町9-1)<br>*受付は5階市民情報・相談課 | 4  | 認定司法書士・生活支援相談員(1) | 市民情報・相談課<br>(0463-21-8764)               |

1・・・中高年事業団やまて企業組合

2・・・社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局暮らし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

（かながわの消費生活のページ）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506